

廃スプレー缶類等回収業務仕様書

1 業務概要

本市（委託者）がごみステーション等から収集した廃スプレー缶類等を一時保管する指定場所から回収し、委託者が指示する処理施設に搬入する。

2 業務期間等

令和5年4月1日～令和6年3月31日

3 回収予定数量

スプレー缶類1本当たり重量81.4gで試算

(1) 白石ブロック 161,710kg (1,986,609本)

(2) 駒岡ブロック 142,970kg (1,756,388本)

(3) 発寒ブロック 201,323kg (2,473,256本)

※回収予定数量は、推計のため変動する可能性がある。

4 回収場所

(1) 白石ブロック

ア 白石清掃工場	白石区東米里2170
イ 東清掃事務所	東区北丘珠873
ウ 白石清掃事務所	白石区東米里2170
エ 山本処理場	厚別区厚別町山本1065-3

(2) 駒岡ブロック

ア 駒岡清掃工場	南区真駒内602
イ 中央清掃事務所	南区南30条西8丁目
ウ 豊平・南清掃事務所	南区真駒内602
エ 駒岡破碎工場	南区真駒内602

(3) 発寒ブロック

ア 発寒清掃工場	西区発寒15条14丁目
イ 北清掃事務所	北区屯田町990
ウ 西清掃事務所	西区発寒15条14丁目
エ 発寒破碎工場	西区発寒15条14丁目
オ 篠路破碎工場	北区篠路町福移153
カ 山口処理場	手稲区手稲山口364

5 処理施設（搬入場所）

(1) 廃スプレー缶類等

ア 白石ブロック	(株)マテック札幌支店：札幌市西区発寒12条13丁目2
イ 駒岡ブロック・発寒ブロック	(株)イーアンドエム：札幌市西区発寒16条14丁目6-1

(2) 加熱式・電子たばこ及びライター

白石清掃工場：白石区東米里2170

6 必要な機材等

業務に必要な以下の機材等は受託者が用意すること。

(1) 廃スプレー缶類等回収車両

ア 積載型トラッククレーン（ユニック）付き平ボディ4トン～8トン積載程度の車両を使用し、安全な作業を行うこと。

ただし、委託者が指示する回収場所・頻度による回収が可能な場合は、上記以外の車両を使用することを妨げない。

イ 平ボディ車使用時は、積載物の落下防止等安全に留意すること。

ウ 後述する回収頻度を満たすために、最低3台の車両を用意すること。

(2) その他消耗品等

ア 4で記載した回収場所に設置してある廃スプレー缶類等回収箱から、廃スプレー缶類等の回収作業で必要となる袋（大型土嚢袋や1t程度充填可能なフレコンバッグ等）は受託者が用意すること。回収予定量からの推計では、最低250枚程度用意すること。また、破損等が生じた場合は速やかに交換すること。

イ その他、回収作業を行う上で必要となる消耗品は適切な数量を用意すること。

7 作業内容

(1) 廃スプレー缶類等の回収作業

ア 原則、4で記載したブロックごとに回収し、そのブロックに対応する5で記載した処理施設まで搬送する。なお、委託者が回収場所・曜日等の変更を指示した場合（年末年始等を含む）はこれに従うこと。

イ 回収作業は、4で記載した回収場所に設置してある廃スプレー缶類等回収箱から廃スプレー缶類等を袋に移し替え、飛散しないよう処置を施し、積載型トラッククレーン（ユニック）等を使用し車両に積み込むこと。また、廃スプレー缶類等回収箱の容量を超えた排出があった場合に備えて、予備の袋を清掃事務所等に渡すこと。

ウ 処理施設に廃スプレー缶類等を搬入する際には、廃スプレー缶類等を回収した袋のまま引き渡すこと。引き渡した袋は、後日搬入の際に回収すること。

エ 清掃工場等の施設の搬入路上で回収作業を行う場合、セーフティーコーン、作業表示看板の設置、蛍光ベスト着用等の安全対策を行うこと。

オ 清掃工場等の施設での回収作業時は、構内の搬入搬出路をごみ収集車両等が通行していることから、これらの車両の通行の支障、接触事故等が生じないように回収作業を行うこと。

カ 回収作業後は、回収箱の点検を行うとともに、全ての開口部の蓋を閉めて退出すること。

キ 回収場所での作業時間及び頻度は、別紙のとおりとする。

また、やむを得ず指定した時間外の作業になるときは、委託者とその都度協議する。

ク 回収作業が全て終了した時点で、受託者から処理施設に連絡する。

ケ 処理施設への搬入については天候、道路状況等により搬入時間が通常よりも遅れることが予想される場合は、委託者及び処理施設と協議すること。

コ 年末年始期間や多量降雪等の収集が特に遅れる時期については、回収作業時間の変更が必要となることがあるため、委託者から受託者に回収時間の変更を指示し、受託者は変更後の時間に回収を行うこと。

サ 清掃工場が定期整備等でごみの受入れを停止している期間は、回収ブロックとは異なる処理施設に搬入を指示する。その他、ブロックごとの回収量の調整のため同様の指示を行う場合がある。

(2) 処理施設からの廃液の回収作業

ア 回収場所から回収した廃スプレー缶類等を処理施設に搬入した際に、廃液を回収し清掃工場に搬入すること。なお、廃液はウエスやオイルパッド等に浸み込み、袋等に保管され液が滴らないよう処置が施されているため、袋等から廃液が漏れ出るおそれがあった場合には、処理施設より引渡しを受けてはならない。

イ 廃液の搬送には、液が飛散しないよう十分に注意すること。

ウ 清掃工場に搬入する際は、係員の指示に従い、ピットの投入の際にも液が飛散しないよう十分に注意すること。

エ 引渡しを受けた廃液は、委託者の指示する清掃工場に搬入すること。

オ 清掃工場への廃液の搬入時間は、原則9時から16時までとする。

(3) 加熱式・電子たばこ及びライターの回収作業

ア 山本処理場に設置しているペール缶（約20缶）から加熱式・電子たばこ及びライターを回収し、処理施設に搬入すること。

イ 回収作業は、ペール缶に保管されている加熱式・電子たばこ及びライターを空のペール缶に移し替え、飛散しないよう処置を施し、車両に積み込むこと。

ウ 処理施設に加熱式・電子たばこ及びライターを搬入する際には、ペール缶から取り出し、引き渡すこと。

エ ペール缶は委託者が用意し、白石清掃事務所から受領することとし、本業務の業務期間が終了した際は、白石清掃事務所に返還すること。

オ 回収及び搬入は、廃スプレー缶類等の回収時に並行して行うこと。

カ 回収頻度及び期間は別紙のとおり。

8 その他の作業

(1) 積雪期間の除雪

委託者が指定した回収場所で、屋外に回収箱を設置する場所については、車路及び車両回転スペースについては委託者が除雪し、回収箱周辺、蓋、内部の除雪は受託者が行い、廃スプレー缶類等の投入及び回収作業に支障が生じないようにすること。

また、除雪作業に必要な作業用スコップ等は受託者が用意する。

(2) 清掃

回収箱周辺の廃スプレー缶類等に起因した残渣物、飛散物について、定期的に清掃を行い清潔に保つこと。なお、回収した残渣物等はまとめて、委託者に引渡すこと。

(3) 廃スプレー缶類等の計量

廃スプレー缶類等の計量は、委託者の指定する処理施設で計量を行い、必ず往復計量とすること。計量後は、計量結果を書面で交付を受けること。

(4) 車両上の雪の除去

降雪期において、車両上に降り積もった雪は計量前に取り除くこと。

9 業務報告等

(1) 業務内容については、回収報告書（様式）により、廃スプレー缶類等の回収量等の業務内容を従事日及びブロックごとに報告すること。

(2) 作業が何らかの理由により遅滞するなど作業上の問題が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議すること。

(3) 回収業務で事故が発生した場合は、速やかに措置に当たるとともにその内容を委託者に報告すること。

10 履行検査等

受託者は、毎月の業務履行の実績を書面により翌月 1 日以降、速やかに委託者に提出し、検査を受けなければならない。

11 労働災害・事故対策

受託者は、当該業務の履行に際しては、以下の事項を遵守し、労働災害・交通事故等の防止に努めなければならない。

- (1) 事故防止については、十分留意の上、従事者の教育に努めること。
- (2) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関連法令に定めるところにより、自己の従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。特に、安全衛生対策の実施に当っては、委託者の指導に従い、作業の安全に努めなければならない。
- (3) 業務に使用する車両は、受託者の負担により、各車両に自動車損害賠償責任保険及び任意保険を契約しなければならない。
- (4) 事故が生じたときは、受託者は関係者に対し、誠意を持って対応するとともに、事故により生じた一切の責任を負担するものとする。
- (5) 廃スプレー缶類等回収作業の回収物の飛散、回収箱の破損等による飛散事故、廃液の搬送時の飛散事故等が発生した場合は、受託者の責任において賠償等の対応を行うこと。

12 環境負荷の低減に関すること

- (1) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- (3) 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - ア 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - ウ 不要な荷物、道具類は積まないこと。
- (4) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - ア 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。
 - イ 長時間駐停車しているときは、エンジンを止めること。
 - ウ 必要以上の暖気運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

13 再委託について

再委託は、原則禁止とする。

14 その他

本仕様書に記載のない事項については、委託者及び受託者の協議により決定する。

15 本市に書面にて提出するもの

廃スプレー缶類等回収業務報告書（様式1）、業務完了届を提出する。

廃スプレー缶類等回収業務仕様書（別紙）

1 回収場所での作業時間及び頻度

- (1) 月・火・木・金の11:30～13:00と16:30～18:00の1日2回の回収場所
 - ア 白石清掃工場
 - イ 駒岡清掃工場
 - ウ 発寒清掃工場

- (2) 月・火・木・金の8:00～16:30までの間に1日1～2回の回収場所
 - ア 白石清掃事務所
 - イ 豊平・南清掃事務所
 - ウ 西清掃事務所

- (3) 月・火・木・金の8:00～16:30までの間に1日1回の回収場所
 - ア 北清掃事務所
 - イ 中央清掃事務所
 - ウ 東清掃事務所

- (4) 平日の木曜日の8:00～15:00までの間に1日1回の回収場所
山本埋立処理場（加熱式・電子たばこ及びライター）

- (5) 駒岡清掃工場の定期整備期間中の平日、月・火・木・金の8:00～11:30までの間に1日1回の回収場所
山本埋立処理場（加熱式・電子たばこ及びライター）

- (6) 9:00～16:00までの間に2週に1回の回収場所
 - ア 駒岡破碎工場
 - イ 発寒破碎工場
 - ウ 篠路破碎工場

2 清掃工場定期整備予定期間

- (1) 駒岡清掃工場：5/3～5/30

業務課長	作業計画係長	係

廃スプレー缶類等回収業務報告書（白石ブロック）

令和 年 月 日（ ）

1 廃スプレー缶類等回収作業（有り・なし）

車両番号		運転手	
再委託	有り・なし	作業員	
走行距離	Km		
出庫時間		入庫時間	

(1) 回収場所

回収場所	白石清掃工場	東清掃事務所	白石清掃事務所	山本処理場						
回収の回数										

(2) 搬入場所

(株)マテック札幌支店

(3) 廃スプレー缶類等回収量

回数	回収量	搬入時刻	搬入場所 ※(2)の搬入先と違う場合のみ記入
1 回目	kg		
2 回目	kg		
3 回目	kg		
4 回目	kg		
当日合計	kg		
前日累計	kg		
当月累計	kg		

(4) 加熱式・電子たばこ及びライターの回収量・搬入時刻

回収量		搬入時刻	
-----	--	------	--

※回収量はペール缶換算で「〇缶分」と記入

(5) 特記事項

--

業務課長	作業計画係長	係

廃スプレー缶類等回収業務報告書（駒岡ブロック）

令和 年 月 日（ ）

1 廃スプレー缶類等回収作業（有り・なし）

車両番号		運転手	
再委託	有り・なし	作業員	
走行距離	Km		
出庫時間		入庫時間	

(1) 回収場所

回収場所	駒岡清掃工場	中央清掃事務所	豊平清掃事務所	南清掃事務所	駒岡破碎工場					
回収の回数										

(2) 搬入場所

(株)イーアンドエム

(3) 廃スプレー缶類等回収量

回数	回収量	搬入時刻	搬入場所 ※(2)の搬入先と違う場合のみ記入
1 回目	kg		
2 回目	kg		
3 回目	kg		
4 回目	kg		
当日合計	kg		
前日累計	kg		
当月累計	kg		

(4) 加熱式・電子たばこ及びライターの回収量・搬入時刻

回収量		搬入時刻	
-----	--	------	--

※回収量はペール缶換算で「〇缶分」と記入

(5) 特記事項

--

業務課長	作業計画係長	係

廃スプレー缶類等回収業務報告書（発寒ブロック）

令和 年 月 日（ ）

1 廃スプレー缶類等回収作業（有り・なし）

車両番号		運転手	
再委託	有り・なし	作業員	
走行距離	Km		
出庫時間		入庫時間	

(1) 回収場所

回収場所	発寒清掃工場	北清掃事務所	西清掃事務所	発寒破碎工場	篠路破碎工場	山口処理場				
回収の回数										

(2) 搬入場所

(株)イーアンドエム

(3) 廃スプレー缶類等回収量

回数	回収量	搬入時刻	搬入場所 ※(2)の搬入先と違う場合のみ記入
1 回目	kg		
2 回目	kg		
3 回目	kg		
4 回目	kg		
当日合計	kg		
前日累計	kg		
当月累計	kg		

(4) 加熱式・電子たばこ及びライターの回収量・搬入時刻

回収量		搬入時刻	
-----	--	------	--

※回収量はペール缶換算で「〇缶分」と記入

(5) 特記事項

--